# 第6章 整備・更新・提供にかかるルール

# 1. 3 Dデジタルマップのビジネス関係図と必要となるルール

3D デジタルマップの整備・更新・提供においては、3D デジタルマップの整備・更新・提供 主体となる 3D デジタルマップ提供者を中心とし、それぞれのステークホルダーが配置され、そ の間でやり取りするデータの仕様、知的財産権、個人情報保護等のオープン化の方針などのルー ル化が必要となる。

必要となるルールは、大きく分けて「データ仕様」、「法的」、「運用」とし、本章では主に法的に関わる個人情報保護・プライバシー、知的財産権に係るルールと、データ仕様及び運用に関わる利用及び第三者提供に係るルールを対象とし、考え方を示すものとする。

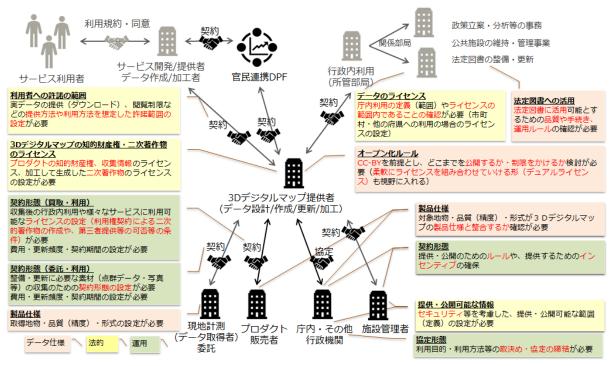


図 6-1 3D デジタルマップのビジネス関係図と必要となるルール (図 5-1 再掲)

想定されるリソース提供者として現地計測(データ取得者)委託、プロダクト販売者、庁内・その他行政機関、施設管理者の4つのプレーヤを想定した(表 6-1)。

表 6-1 リソースデータ提供関係者一覧図

リソースデータ提 供関係者 現地計測(データ 取得者)委託	想定される リソース提供者 3D デジタルマッ プ提供者から委託 する委託先事業者	想定されるリソース提供者の例 (提供リソースの例) ・測量業者 (航空写真、航空レーザ、MMS 点群ほか)	リソースデータに対する権利 (著作権・使用権・二次利用) ・3D デジタルマップ提供者が、 リソースデータの著作権(所 有権)を有する
		・(株)ミッドマップ東京 (DSM・経年変化箇所情報 等・都市計画基本図 ほか)	
プロダクト販売者	プロダクトに対す る利用権 (使用権) を販売する事業者	<ul> <li>(高精細地形データ・ピルディング 3D データ)</li> <li>(株) ゼンリン (3D 都市モデルデータ・広域 3 次元モデルデータ)</li> <li>(株) キャドセンター (REAL 3DMAP)</li> <li>ライカジオシステムズ (株) (オルソ画像・LiDAR 点群・3D 都市モデル)</li> <li>・VEXCEL DATA PROGRAM</li> </ul>	・3D デジタルマップがリソース データの二次的著作物にあたる 場合 リソースデータの著作権は、リソ ースデータ提供関係者に帰属 リソースデータの使用許諾のみを 3D デジタルマップ提供者が得る 3D デジタルマップは、リソース データの二次的著作物となるた め、二次利用(二次的著作物の作 成、第三者への提供ほか)は、リ ソースデータ提供者関係者の承諾 が必要となる ・3D デジタルマップがリソース
庁内・その他行政 機関	庁内 国機関・市町村そ の他行政機関	都市整備局(土地利用現況調査) 主税局 (撮影成果・家屋経年異動判読情報) 国土交通省都市局 (PLATEAU) 国機関・市町村その他行政機関 (道路台帳図・航空写真・航空 レーザー・MMS 点群 ほか)	<ul> <li>データの二次的著作物にあたらない場合</li> <li>リソースデータの著作権は、リソースデータ提供関係者に帰属</li> <li>3D デジタルマップの著作権は、3D デジタルマップ提供者に帰属する</li> <li>二次利用に係る一切は、</li> </ul>
施設管理者	民間事業者	施設所有者(BIM データ・CIM データ) インフラ事業者(地下施設)	3D デジタルマップ提供 者の判断により可能とな る

ここで、3D デジタルマップのデータリソースとの関係について着目すると、3D デジタルマップが、リソースデータの二次的著作物に該当するか、否かについては、リソースデータの種類に応じて決まり、3D デジタルマップの二次利用や提供にあたり、リソースデータ提供者への許諾等が必要なる場合と、そうでない場合が生じる(表 6-1)。具体的には、図 6-2 に従う。

#### 3Dデジタルマップ

- ・施設等の立体形状 + 属性情報 を備えた地理空間情報のデータベースの体裁をなす創作性を有する著作物・様々なリソースデータを組み合わせて作成されることから、リソースデータとの権利保持者との二次利用のための取り決めが必要
- ・「他社(取得元)から取得したデータを使用する場合には、取得元との契約を十分に確認した上で契約遵守を徹底することが求められ (出典: SOCIETY5.0 データ利活用のポイント集 - データ利活用の共生が生み出す新しい価値 -経済産業省経済産業政策局知的財産政策室)

#### 3Dデジタルマップ に想定されるリソー スデータ (例)

- 測量成果
- ▶ 公共測量成果
- ▶ 空中写真画像
- 航空レーザー計測 > 経年変化地点 + 経
- ▶ 施設管理台帳(道 路台帳・地下埋設 物のデータ)
- 地図
- ▶ 都市計画基礎調査
- ▶ 都市計画基本図
- プロダクト販売
- 高解像度画像
- ➤ 高精度DEM/DSM 高密度点群
- 施設設計データ
- ➤ BIM/CIMデータ

#### リソースデータが測量成果である場合

- ・オープンデータ化を見据えてあらかじめ発注仕様書においてデータの権利(著作権・著 作者人格権) の所在等を明文化することを推奨
- ・3次元地図において二次利用促進(地理空間情報の著作権)について配慮の必要性を提 ➡3Dデジタルマップは二次的著作物 (※国土地理院 3次元地図検討部会 報告書 令和2年11月2日測量行政懇談会)

#### リソースデータが「地図」である場合

※国土交通省都市局と同見解

- 「地図」は、図式等に従い取得されたものであり、著作物性がないリソースデータであ るとする考え方
- •富山市住宅地図事件(富山地判昭和53.9.22)判例 「一般に,地図は,地球上の現象を所定の記号によって,客観的に表現するものにすぎ 個性的表現の余地が少く, 文学, 音楽, 造形美術上の著作に比して, ないものであって, 著作権による保護を受ける範囲が狭いのが通例ではある。
- ・リソースデータである「地図」が、仮に著作物性が存する場合であっても「地図」と 3Dデジタルマップの両者において、本質的な特徴における同一性が存在するとはいえ ないとする考え方
- ➡リソースデータである「地図」に対する3Dデジタルマップの二次的著作物性を否定。 3Dデジタルマップは独自の創作物。

#### リソースデータが使用許諾権のみの提供である場合

- ・リソースデータは、3Dデジタルマップの整備・更新のみに使用するなどライセンスに 応じ限定的に許諾されたものとなる可能性
- ・作成された3Dデジタルマップをもとに、さらなる二次的著作物の作成や、その二次利用(二次的著作物の第三者へ配布やオープンデータ化)は、別途契約が必要となる可能 性(※民間事業者へのヒアリング調査より)

図 6-2 3D デジタルマップのデータリソースとの関係

- 3Dデジタルマップ の整備・更新に使 用するリソース データに応じて、 3Dデジタルマップ の二次的著作物性 が定まる。
- 二次利用(二 • \_次的 著作物の作成、第 三者への提供、 オープンデータ化 ほか)に必要とな る、リソースデー 夕提供者から得る 承諾内容や、取り 交わす契約条件が 変わる

#### 2 個人情報保護・プライバシーに係るルール

個人情報保護とプライバイシーへの配慮は区別して考える必要がある。前者は個人情報保護法 あるいは行政機関個人情報保護法に基づく対応を、後者については社会的に受忍できる範囲を踏 まえつつ適切に対応する必要がある。

3D デジタルマップとして整備されるデータ(LOD1 や LOD2 など)が図形情報のみであれ ば、個人情報に該当する可能性は低いと考えられる。整備・更新・利用において個人情報保護を 取り扱う可能性がある場面は、測量等の計測データ取得時、図形情報への属性情報やテクスチャ の付与時である(図 6-1 参照)。

計測データの取得時として、カメラ付き LIDAR やドローンによる計測など画像取得を行う手 法の場合には、通行人の映り込みや表札情報などの個人情報を取得する場合がある。これら計測 データは 3D デジタルマップを整備・更新するための素材であり、個人情報保護法上の個人デー タあるいは保有個人データには該当しないが、第三者に提供しないなどその取扱いには留意する 必要がある。プライバシーの観点からは、通常の人の目の高さより高い位置で撮影する場合に は、撮影位置、屋内等が映り込む内容、画像解像度について配慮が求められる。表 6-2 にデー タリソースがパーソナルデータに当たる場合の事例を示す。

表 6-2 個人情報該当データ一覧図

項目	個人情報の 基準	計測向き	パーソナルデータに該当し ない	パーソナルデータに該当する可能性 がある(※顔画像を粗くするなど公 開時に処理が必要)
画像 データ データ 読できる	上空からの計測	<ul><li>・航空写真</li><li>・UAVで撮影した空中写 真のうち顔が写っていな いもの</li></ul>	・UAV で撮影した空中写真のうち 顔が写っているもの (地上解像度 5cm より高解像度 の場合、顔判読が可能か確認が必 要)	
	側面からの計測	_	・ MMS 写真 ・ 台車型計測機器から取得した写真 ・ バックパック計測機器から取得した写真	
		上空からの計測	<ul><li>・ 航空レーザ計測</li><li>・ UAV レーザ計測</li></ul>	_
点群データ	顔認識デー タになりう る	側面からの計測	<ul><li>MMS レーザ計測</li><li>台車型レーザ計測</li><li>バックパックレーザ計測 (400~1,600 点/㎡)</li></ul>	■今後、技術の進歩により 1600 点/㎡以上の点群計測が可能になる場合は、顔認証データ※となりうるか歩行姿勢などの分析が可能か検証が必要である。

図形情報に属性情報を紐付ける場合、紐付けする属性情報が個人情報に該当する場合は、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法に基づいた取扱いが必要となる。保有する個人情報は、取得目的の範囲内での利用に留める、統計処理を行う、匿名加工情報とするなどの対応が必要である。また、属性情報だけでは個人情報でない場合であっても、図形情報に紐付けされることにより建物や位置が特定されることになるため、他の情報と照合することで容易に個人を識別しやすくなる場合があるため、留意が必要である。

ここで、あらためて、プライバシー保護の大原則と、プライバシーリスク特定の視点を示す。

### ■プライバシー保護の原則(大原則)

- 1 当事者の原則
- 2 同意取得の原則(オプトイン/アウト)
- 3 提供制限の原則(利用者に一定の資格)
- 4 再提供制限の原則(勝手に再提供できない)
- 5 パーソナルデータの原則(対象範囲の定義)
- 6 透明性の原則(どう使われているかが分かる)
- 7 本人関与の原則(開示/訂正/削除を求められる)

(出典:第3回 スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 森委員提出資料)

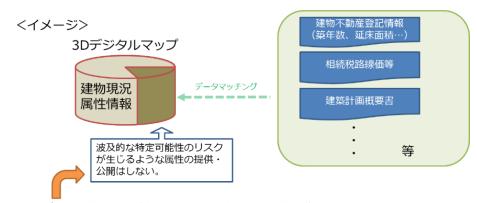
その他のプライバシーリスク特定の視点として、以下のようなものが考えられる。

- ・許可されていないアクセスがあるか。(機密性の喪失)
- ・許可されていない変更がなされるか。(完全性の喪失)
- ・許可されていないデータ持ち出しがあるか。(可用性の喪失)
- ・目的の達成に必要以上の取得をしていないか。

- ・認められていない/不必要な紐づけがされていないか。
- ・利用者の権利(開示請求など)への考慮が欠如していないか。
- ・利用者の認識又は同意なしに処理することはないか。
- ・その他潜在的なプライバシーリスクはないか。

さらに、図 6-3にデータの組み合わせによる波及的に個人情報が特定されるリスクを示す。

- 提供加工版やオープンデータ版を提供する際、個々の単一のデータセットでは、個人情報の保護や、プライバシー等の権利保護の観点で問題がないデータであっても、2つ以上の異なるデータセットを組み合わせることで、波及的に個人情報の特定につながる場合や、プライバシーの侵害となる場合(例えば、個人が所有する資産の特定など)がある。
- データ提供・公開にあたり、このような想定に基づき、提供・公開する属性情報等の精査 や、リスク管理を行う必要がある。



提供用データに個人情報が含まれていない場合でも、個人が 所有する資産の特定につながる可能性がある

図 6-3 波及的な個人情報の特定リスク

図形情報に建物のテクスチャ画像を付与する場合、当該テクスチャ画像の解像度や内容によってはプライバシーに配慮した対応が必要である。

さらに、3Dデジタルマップにおいて、パーソナルデータを取り扱う場合は、東京データプラットフォームにおける方針等ともあわせて対応する。また、個人情報保護法は2020年6月に改正されており、例えば、第三者に提供する場合に提供先において個人識別できる可能性がないかなど、改正個人情報保護法も踏まえた対応が必要となる。

	個人情報に該当しない情報	個人情報に該当する可能性がある情報	個人情報に該当しないが プライバシー等への配慮が必要な情報
想定される	法令等に基づいて作成すること が必要な情報 建物形状、道路、地形等の図 形情報	<ul> <li>個人に関する個別の土地や建物の財産的評価に係る情報(構造、築年、面積等)</li> <li>調査時のカメラに映り込んだ表札情報、車両ナバー、通行人等の画像</li> </ul>	<ul> <li>歩行移動履歴などパーソナルデータ</li> <li>点群データや画像データ</li> <li>LOD1で作成された3Dデジタルマップに個別の土地に係る施設等の表示</li> </ul>
3Dデジタル マップ作成時 の留意事項	特になし	<ul> <li>カメラ等により個人情報を取得する場合は、利用目的の告知等、条例に基づいた対応を行う</li> <li>作成者が他者のデータを利用する場合、提供元が第三者に提供してよいデータであるかを確認するか、統計情報等の処理された情報を受領する</li> </ul>	<ul> <li>必要に応じて、データ取得時に生活者や通行 人等に不安感を与えないよう、計測作業中で あることを通知する</li> <li>建物等に属性情報を付与する情報の伝え方</li> </ul>
3Dデジタル マップ提供時 の留意事項	著作権や契約上の第三者提供が問題無ければ、提供可能利用者には利用規約等を提示	<ul> <li>個人情報保護条例や法令等に基づいて適切に 対応する</li> </ul>	<ul> <li>著作権上や契約関係において、第三者に提供することが問題無ければ、提供可能</li> <li>個人情報を取得していないことやプライバシーに配慮し提供である旨を説明周知する</li> </ul>
3Dデジタル マップの提供	オープンデータとして提供	<ul><li>利用目的の範囲内での内部利用に留める</li><li>統計処理や匿名加工した情報を付与して提供</li></ul>	• オープンデータとして提供

図 6-4 整備・更新・利用において取り扱う情報の個人情報保護及びプライバシーへの配慮

また、3D デジタルマップは安全保障上、警備上の観点から整備データに制限が必要となる。 そこで、国の安全保障又は警備上の観点から国土交通省都市局にて、自衛隊施設や重要施設等に ついてデータ整備をしないことなどの制限を盛り込んだ「3D都市モデル標準作業手順書」の改 訂版が提供予定であるため、これらの内容にも従う必要がある。

下記に、「3D都市モデル標準作業手順書」における具体的な対応方針を示す。

#### ■対応方針

全国の 3D 都市モデルの該当施設について、下記のようなデータ作成の制限を行う(図 6-5)。

- ①自衛隊施設や重要施設等についてデータ整備をしないこと (ドローン規制法上の規制対象に原則従う)
- ②裁判所施設、警察施設、刑務所、在外公館等について、管理者の同意を得ずに LOD3 以 上のデータを整備しないこと
- ③空港施設について、管理者の同意を得ずに LOD4 データを整備しないこと (確認的規定)

#### 記載 (案)

留意事項: <u>3 D都市モデルを整備する場合において、下記の建築物については、安全保障又</u> は警備上の理由から、表〇-〇に従い、それぞれ特定のLOD(「〇」の記載がある範囲内)ま での整備とすることに留意すること。 表の-の

	LOD 0	LOD 1	LOD 2	LOD 3	LOD4
防衛関係施設					
自衛隊施設、					
米軍基地 等					
裁判所関係施設	0	0	0		
警察関係施設	(	)	)		
警察署、交番等	0	0	0		
矯正施設					
刑務所、鑑別所等	0	O	O		
外国公館	0	0	0		
空港	0	0	0	0	

- LOD3以上のレベルでデータを整備をする場合には、表〇-〇に従い、対象エリア内に該当施設
- か含まれていないできたを確認するできるがあるには、我の一つに近く、人がエラアドロは当からまからまれていないできたを確認するできる。 該当施設のデータ整備が特定の利用目的等のために必要な場合は、当該施設管理者と協議
- 対象エリア内にある施設が該当施設に当たるか不明な場合等は、下記連絡先まで問い合わせ

※参考資料 「3D都市モデル標準作業手順書 | への記載(案)

図 6-5 安全保障上、警備上の観点から整備データの制限

#### 知的財産権に係るルール 3.

#### (1) 3Dデジタルマップの知的財産権

3D デジタルマップに係る知的財産権としては、著作権、意匠権、商標権等が関係する。3Dデ ジタルマップを含む 3Dデータの知的財産権上の取扱いについては、知的財産戦略本部の次世代 知財システム検討委員会でも議論されているところであり、今後も既往の法制度や議論を引き続 き注視する必要がある。

3Dデジタルマップの場合、測量によるデータそのものであれば著作物性は認められないが、 仕様等に基づいて整備した地図データの場合には創作性があり、著作物として認められうる。

### (2) 他者の権利を侵害する可能性

3Dデジタルマップの整備等において、他者の権利を侵害する可能性について示す。

著作権に関しては、外から見える建物等を 3D デジタルマップとして作成することが建築物を 複製することにはならないため、著作権法上許諾されている(著作権法第 46 条)。また、BIM や CIM、設計図面データなどをもとに作成する場合、当該著作物の使用許諾を得て行うことが 前提であるため、そうした配慮の下であれば、侵害することはないものと考えられる。

意匠権に関しては、3D デジタルマップの作成をもって意匠に係る物品等の製造に用いる場合 は直接侵害や間接侵害の恐れがある。ただし、3D デジタルマップ作成者が建築物等を 3D デジ

タルマップのデータから作成することは想定されにくい。一方、3D デジタルマップ利用者がデータの一部を利用し、フィギュアやジオラマなど物体を作成する場合、建築物によっては商標や 意匠登録されている場合があるため、利用者に対する利用許諾範囲や注意喚起は必要となる。

例えば、東京スカイツリーは、知的財産(名称・ロゴマーク・シルエットデザイン・完成予想 CG等)を東武タワースカイツリー株式会社等の著作権・商標権により保護されている。

商標権に関しては、3D デジタルマップに商標登録されたロゴや立体商標をデータ化した場合、商品やサービスの出所を示すような使用方法でないため、基本的に商標権侵害の問題とはならないと考えられる。ただし、ロゴや看板を取得対象から除外する、テクスチャ画像にマスキングするなど、その取扱いについては技術面や費用面もあわせて総合的な判断が必要である。

# 4. 利用及び第三者提供に係るルール

# (1) 利用及び第三者提供を行うための事前に取り決めるべきルール

利用及び第三者に提供する場合は、データ作成者がその権利を有する必要があるため、データ 整備段階からライセンス等を調整する必要がある。

データ整備の過程において、素材となるデータを利用した場合の二次的著作物の取扱いや利用可能な範囲について、素材データ提供者との協議調整が必要となる。特に、素材データ提供者によっては、二次的著作物の作成や第三者提供の許諾について、配布媒体の種類や内容、あるいは、商業利用か否か等により、条件を取り決める必要があるため、注意を要する。

整備した 3D デジタルマップの利用範囲等の権利関係については、一般的な他のデータ整備や 委託等と異なるものではないが、権利関係、責任分界点等について取り決めが必要となる。

また、オープンデータ化など第三者の提供にあたっては、データ利用者が誤解なく安心して利用できるよう、許諾範囲や品質などを分かりやすく伝える必要があり、利用許諾範囲に応じた配信方法や情報セキュリティ対策が必要となる。

表 6-3 利用及び第二者提供を想定して事則に取り決めるべきルール			
検討事項	協議内容		
素材データ提供者等との関係	・3D デジタルマップ作成者が、他者から素材データを利用して作成する		
(他者の既往データを素材とし	場合、二次的著作物としての取り扱い		
て利用する場合の権利等の協	・素材データ提供者に対し、著作者人格権を行使しない、素材データの		
議)	出典表記の記載や第三者への配布可否などを取り決めなど、事業スキ		
	ームとあわせて検討が必要		
	・3D デジタルマップに係るソフトウェア等を整備する場合も同様		
都内部での利用許諾範囲の確保	・行政事務として利用できる範囲として、例えばデータを加工して二次		
(整備したデータの都内部での	的著作物を作成することが可能か、またそれらを第三者に配布可能か		
利用範囲や条件)	・上記に係る判断を都自らで可能か、原著作者等と協議が必要か		
	・都内部はどこまでの範囲を示すかなど、素材データ提供者との関係と		
	あわせて検討が必要		

表 6-3 利用及び第三者提供を想定して事前に取り決めるべきルール

検討事項	協議内容
第三者への利用許諾範囲	・第三者へは利用許諾範囲やデータの品質等についても分かりやすく伝
(オープンデータや利用制限付	える方法
での提供等)	・データの誤りや古さ、精度など保証範囲や免責事項の提示
	・著作権や意匠権など、利用者が他者の知財を侵害する恐れがないよう
	禁止事項や FAQ なども記載すべき事項
	・データの加工等の一定の制約を課す場合などはデータの配信方法など
	技術面や情報セキュリティにも対応した配信可能な環境を確保のあり
	方
	・東京データプラットフォームを通じて提供する場合は、東京データプ
	ラットフォーム規約(案)に準拠

# (2) 第三者に提供する方法

第三者へのデータの提供方法としては、「ダウンロード提供」、「利用許諾提供」、「災害時提供」及び「Web 配信」の4つが想定される。

このうち「ダウンロード提供」は必須の実施事項であるが、災害時に速やかにデータ提供できる仕組みとする「災害時提供」は優先度高く、また、その他の提供方式については「ダウンロード提供」後の利用者のニーズや提供に係る体制等を踏まえながら実施を検討する。

また、「利用許諾提供」の提供方式の検討にあたり、許諾申請者の公開方法(提供方法)について、その内容の事前審査を実施し、利用承諾条件を満たしているかを確認する手順を明確にしておくことが重要である。

これらのダウンロード提供等を実現する手法としては、東京都オープンデータカタログサイトへのデータ掲載、各種データハブ、東京データプラットフォームを活用したデータ提供・連携も考えられる。

表 6-4 データ提供方法

提供方法	実施内容	実施の必要性/留意点
ダウンロード提供	オープンデータサイトなどから、ファイ	◎必須
	ルをダウンロード提供	・CityGML 形式の場合、データ容量が
	(データ整備時にダウンロード用データ	大きいため提供するファイル単位など
	もあわせて作成。更新は 3D デジタルマ	は留意が必要
	ップの更新時にあわせて適宜作成)	・データフォーマットは交換フォーマッ
		トや汎用性の高いフォーマットでの提
		供

提供方法	実施内容	実施の必要性/留意点
利用許諾提供	ダウンロード公開しているデータとは異	△許容
	なる、特定のエリアの抽出や属性情報の	・提供形態に応じた運営体制が想定さ
	付与など、許諾した者に対して加工等し	れ、データプラットフォームの活用、
	たデータを提供する。オンデマンドでデ	データの管理・提供を業務として委託
	ータを加工する場合と、あらかじめデー	することも考えられる
	タを準備し、条件に該当する者にたして	・提供にあたってのルール化が必要
	提供する場合がある。	
災害時提供	災害発生時等に提供 (災害協定等)	○優先
	災害発生時や防災目的の利用においてあ	・災害時にデータ利用の許諾を得る手間
	らかじめ利用出来る範囲等を定める。	などを省くことが出来る
		・対象とすべきデータセットの特定や、
		免責事項等リスク管理に係る考え方の
		整理が必要
Web 配信	3D デジタルマップがどのようなデータ	△任意
	であるか、見るだけで良いなど、取扱い	・一般向けに幅広く訴求できる手法の選
	が不慣れな人にむけて、ウェブブラウザ	定
	等で表示可能なサイトを提供する	・国土交通データプラットフォームなど
		の3次元データを表示可能なサイトか
		ら提供出来る場合には選択肢となりう
		<b>ప</b>

# (3) オープンデータ提供時のライセンスの考え方

オープンデータとして提供するデータは、3D デジタルマップは著作物として取り扱うことができるため、東京都のオープンデータ利用規約に基づいて対応を行う。

東京都オープンデータ利用規約では、「(1) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際のもとでライセンスされているコンテンツを使用する場合」、「(2) コンテンツのライセンスがクリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際以外の場合」及び「(3) コンテンツ以外の著作物の場合」に区分されている。

オープンデータ版は CCBY4.0 に基づいてダウンロード提供、提供加工版や災害時協定に基づく提供は、CCBY4.0 以外に基づく提供方法となる。

なお、今後、提供するデータを拡張し、データベース形式でオープンデータとして提供する場合は、ODbL (Open Database License) などとも互換が取れるようデュアルライセンスによる表記とすることなどが必要となる。また、その際は、オープンデータの利用者が混乱しないよう、デュアルライセンスが適用される範囲を明確に示すことが必要となる。

# (4) データ流通に向けた考え方

#### A) データ提供形式

オープンデータとして提供するデータのフォーマットは、表 6-2 で示したとおり CityGML 形式を想定している。利用者は CityGML 形式から、FBX 形式や SHP 形式などにフォーマット変換して利用している。そのため、標準的な交換ファイル形式に加えて、デファクトで利用されている FBX 形式や SHP 形式などのフォーマット形式での提供についての対応を検討する必要がある。

もう一つの手段としては、データコンバータの提供が考えられるが、今後、CityGML形式のデータ流通が増え、かつ CityGML 形式でのデータ構造のばらつきがなくなれば、アプリケーションによる対応やコンバーターツールの普及も期待されることから、都はデータ提供することを優先するものとする。

#### B) データクレンジング

オープンデータとして提供するにあたっては、個人情報及びパーソナルデータに留意し、フルスペック版から表 6-5 に示すような加工を行うことも想定する。

ただし、クレンジングを行うことによりユースケースでの利用性が下がることは本意ではない。そのため、一般的に広く提供するためのクレンジングだけではなく、用途に合わせたオンデマンドでのクレンジング処理も必要に応じて実施する。

データクレンジングの内容例 対象データ 空中写真 ・写真解像度を下げる レーザ計測データ ・人や車両をフィルタリングして除去する ・点密度を粗くする テクスチャ画像 人や車のナンバーをマスキングする ・写真解像度を下げる ・パタンテクスチャに置き換える 建築物 BIM ・共用部以外の屋内データを除去する ・ポイントデータとせず、線・面等のデータに統計化して置き換える 個人やセキュリティ上重要 な場所を示すデータ 属性データ ・個人情報に該当する項目を除去する ・個人情報に該当する項目を匿名化する ・属性値の加工処理を行う 例:トップ(ボトム)コーティング処理(属性値を大きい数値また は小さい数値にまとめる)、ミクロアグリゲーション処理(属性値を グループ化した代表値に置き換える) ほか

表 6-5 データクレンジングの事例

## C) データベースのライセンスへの考え方

3D デジタルマップを内包したプラットフォームとして OpenStreetMap (OSM) が有名であり、今後、都が 3D デジタルマップをオープンデータ化した際には、データを定期的に取り込み、OSM として提供されていることが想定される。OSM は、コミュニティ活動での活用に限らず、マッパー(ボランティアの地図作成者)が日々データ作成・更新を実施することもあり、このような取組みと連携することで 3D デジタルマップの活用が進むものと期待される。一方で、3D デジタルマップを OSM に取り込むには OSM 上の既存データとの整合性や定期的な更新の必要性、OSM が採用する ODbL ライセンスとの互換性確保などが課題としてあげられるため、利用及び第三者提供に係るルールの枠組みの中で、引き続き検討が必要である。

具体的な検討課題の一つに、3D デジタルマップをオープンデータ化する際のライセンスのあり方(デュアルライセンス化)がある。

現状の国土交通省 Project PLATEAU におけるライセンスの扱いについては、「政府標準利用規約(第 2.0 版)に準拠」とされており、これは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示 4.0 国際との互換性を確保したものとなっているとともに、ODC BY 又は ODbL での利用についても、利用者が Open Data Commons による ODC BY 又は ODbL での利用を希望する場合に、それを妨げるものではないことが付記されている。

CC BY と ODbL の違いに着目すると、CC BY と ODbL の違いには、CC BY が、著作権 に対するライセンスであるのに対し、ODbL は、データベース権に対するライセンスとなっている点である。すなわち、ライセンスの対象範囲が異なる。著作権とデータベース権の違いについては、その概要と事例を表 6-6 示す。

項目	概要	例
著作権	著作物に対する権利。創作	【該当する】
	性のない事実情報を単純に	・ 「日本の IT 業界に影響を与えた 100 人」というメタ
	並べたものなどは対象外	データのデータベースがあり,独自の視点で 100 人
		を選んでいる場合
		・ 統計データをもとに、表形式やグラフに加工してその
		意味するところをわかりやすく表現したもの
		・ 写真, ビデオ, 音楽, 文章など
		【該当しない】
		・ 歴代首相の名前など、メタデータを就任順やあいうえ
		お順で並べたもの
		・ 発生順に蓄積された統計データ
		・ 事実情報としての数値データの単なる羅列

表 6-6 著作権とデータベース権の違い

項目	概要	例
データベース権	著作権でカバーされていな	【対象】
	い事実情報であっても、相	データベース
	応のコストを掛けて収集し	
	たデータ集合に一定の権利	
	を認める	

#### 出典:

- ·情報処理推進機構 https://www.ipa.go.jp/files/000035470.pdf
- ・国立研究開発法人科学技術振興機構 https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/56/3/56\_140/\_pdf/-char/ja

クリエイティブコモンズのライセンスは、創作物に対するライセンスである。このため、従来の GIS データのように、地物の表現等の描画方法に創作性が加味されたデータであれば、著作権により保護することが可能である。例えば、「道路」や「建物」などの地物データに対して、どのように色付けなどの表現を行うかなどの地図調整の部分を含めたデータであったため著作権による保護の対象として扱うことができていた。しかし、デジタルツインや、オープンストリートマップなどのように、「そこに建物がある」という事実をただデータにしたもの、すなわち「事実データ」については、クリエイティブコモンズの著作権の適用の対象ではないため、著作権の保護の対象となり得ない。ゆえに、例えば、デジタルツインは、まさに都市という事実をデジタル化し、モデル化しただけであり、その作業そのものでは著作権は発生せず、著作性の情報が加味されないデータは、著作権という概念では保護することができないという課題が発生する。これに対し、データベース権を用いることで、事実データを含む、著作性のないものに対して、知的財産権として保持することが可能となる。

また、クリエイティブコモンズの CC BY ライセンスでは、DRM(デジタルコンテンツの著作権を管理するための技術)による管理をすることができないため、CC BY ライセンスのコンテンツを、民間事業者等が自ら所有するコンテンツと組み合わせて DRM を利用することができない点や、CC BY ライセンスのコンテンツは、DRM によるプロテクションや暗号化をすることができない点についても、データベース権に対するライセンスとなっている ODbL を適用することで対応が可能となる。

したがって、創作性の加味されたデータに対する著作権としてのクリエイティブコモンズの「CC BY」ライセンスと、著作性のない事実データに対するデータベース権としてのオープンデータコモンズの「ODbL」ライセンスのデュアルライセンス化が必要となる。

これらの点を踏まえて、デュアルライセンスによるオープンデータに与える影響と、そのメリット・デメリットを表 6-7 に整理する。

#### ■デュアルライセンスによるオープンデータに与える影響

➤ デュアルライセンスの実施の有無にかかわらず、オープンデータ化自体は可能であり、誰もが利用でき、再利用・再配布可能かつ機械判読できるデータを無償で利用できることにより、様々な付加価値創出が期待。

- → 一般的なオープンデータ化に伴うリスク(例:個人情報保護や他者への権利侵害など)は変わらないが、法益・権利保護の法体系が比較的明確な CC BY ライセンスと比較すると提供者にとっての予見可能性が限定的
- ■デュアルライセンス化することのメリット・デメリット

表 6-7 デュアルライセンス化することのメリット・デメリット

関係者	メリット	デメリット
東京都 (データ提供者)	・ デュアルライセンスにすること	・ 日本では「データベース権」がな
	で、オープンデータの利活用を促	いため、デュアルライセンスにす
	進することができる	ることによる権利保護等の影響が
	・ 都がオープンデータ化したコンテ	どのようにおよぶのか不明
	ンツに対する、使用方法や著作等	(ODbL ライセンスにより生じる
	の扱い関する問い合わせや、利用	リスクの有無、および、仮にリス
	許諾に対する事務手続き等の対応	クがあった際の影響が判明してい
	の省力化が期待できる	ない)
データ利用者	・ 民間事業者等は、安心して都がオ	・ デュアルライセンスにより、オー
	ープンデータ化したコンテンツを	プンデータの利用者は、用途に応
	利用することができる	じてライセンスを選択する必要が
	・ 都に対する利用許諾等に関する事	生じるため、どのライセンスに基
	務手続きが不要となる	づくべきか判断に迷う可能性があ
		<b>ప</b>

### D) オープンソースソフトウェア (OSS) への対応の考え方

近年、3D デジタルマップにかかるオープンソースソフトウェア(OSS)も増えていく傾向にあり、Cesium 等の代表的な OSS については、公共・民間に限らず手軽に利用できるプラットフォームとして認知されている。今後も、3D デジタルマップの活用する際に、オープンソースソフトウェア(OSS)の活用を図る必要がある。